

北上市告示甲第69号

北上市物品又は役務の契約に係る指名競争入札参加者の資格等要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に作成されている物品・役務入札参加資格者台帳は、この告示の規定により作成された物品・役務入札参加資格者台帳とみなす。

令和6年12月23日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市物品又は役務の契約に係る指名競争入札参加者の資格等要綱

(趣旨)

第1 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第6項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11の規定に基づき、物品又は役務の契約を締結する場合における指名競争入札の参加者の資格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において「物品又は役務」とは、物品の買入れ、製造の請負、修繕、売払い及び借入れ並びに業務の委託（北上市建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等要綱（令和6年北上市告示甲第68号）第2に規定する建設関連業務の委託を除く。）をいう。

(指名競争入札の参加者の資格)

第3 物品又は役務に係る指名競争入札に参加することができる者は、営業又は事業に関し必要とされる法令上の許可、登録、資格等がある場合にあつては、当該許可、登録、資格等を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加できないものとする。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 第9第1項の規定により指名の停止を受けた者で、その処分の期間を経過しないもの

(申請書の提出)

第4 第3に規定する者で指名競争入札に参加しようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、北上市競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定により市長が定める提出の期間にかかわらず、申請書を提出することができる。

- (1) 第6に規定する物品・役務入札参加資格者台帳（以下この項において「台帳」という。）に登載されていた者から営業用資産及び事業用資産を承継して創業した者
- (2) 台帳に登載されていた者（個人事業主に限る。）が、当該台帳に登載される際に所有していた営業用資産及び事業用資産をもって設立した法人
- (3) 台帳に登載されていた法人が、他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人
- (4) 営業又は事業に関し必要とされる法令上の許可、登録、資格等を失ったことで第8の規定により台帳への登載を取り消された者であつて、新たにこれらを有することとなったもの

（変更の届出）

第5 申請者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長に届出なければならない。

- (1) 所在地を変更したとき。
- (2) 商号、名称、代表者又は連絡先を変更したとき。
- (3) 営業又は事業に関し法令上の許可、登録等の更新、変更、取得又は廃止をしたとき。

（資格者の認定等）

第6 市長は、第4の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、物品又は役務に係る指名競争入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）と認定し、物品・役務入札参加資格者台帳（以下「台帳」という。）に資格者の登載を行うものとする。

（台帳の有効期間）

第7 台帳の有効期間は、令和7年度から起算して2会計年度毎に区分した当該2会計年度限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、2会計年度経過後翌2会計年度に係る台帳が作成されるまでの間は、当該2会計年度の台帳をもってこれに代えるものとする。

（登載の取消し）

第8 第6の規定により台帳に登載になった資格者が、政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当したときは、台帳への登載を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により台帳への登載を取り消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

（指名の停止）

第9 市長は、資格者が政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合においては、北上市営建設工事等指名業者選定委員会に諮問のうえ競争入札に参加させないことを決定することができる。

2 市長は、前項の規定により資格者の指名を停止したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。